

広島中央環境衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和5年11月

広島中央環境衛生組合

## 目 次

1. 背景	1
2. 計画の基本的事項	
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画の期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
3. 温室効果ガス排出状況	
(1) 基準年度の温室効果ガス排出量	4
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	5
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	6
4. 温室効果ガスの排出削減目標	
(1) 目標設定の考え方	7
(2) 温室効果ガスの削減目標	7
5. 目標達成に向けた取組	
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1) 推進体制	11
(2) 点検・評価・見直し体制	12
(3) 進捗状況の公表	13

## 1. 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

国際的な動向としては、2015年に、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

我が国では2020年に、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2021年に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付けられました。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）では、一部事務組合を含む地方公共団体の事務及び事業に関して実行計画の策定が義務付けられており、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に努めることとされています。

## 2. 計画の基本的事項

### (1) 目的

広島中央環境衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「広島中央環境衛生組合事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、広島中央環境衛生組合（以下「本組合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

広島中央環境衛生組合事務事業編の対象範囲は、下表に示す施設の事務及び事業とします。

[表 1] 広島中央環境衛生組合事務事業編の対象範囲

施設名称	所在地
広島中央エコパーク (ごみ処理施設・汚泥再生処理センター)	東広島市西条町上三永 10759-2
賀茂環境センター (資源化施設・最終処分場 (受入停止中))	東広島市黒瀬町国近 10427-24
竹原安芸津最終処分場 (受入停止中) (保管施設・最終処分場)	東広島市安芸津町木谷 11620-1
大崎上島環境センター (中継施設・資源化施設 (令和 6 年 4 月供用開始))	豊田郡大崎上島町大串 19-1
大崎上島クリーンセンター (汚泥再生処理センター)	豊田郡大崎上島町明石 869
賀茂環境衛生センター多目的広場 (スポーツ施設)	東広島市西条町上三永 10766-4

### (3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の温室効果ガスのうち、広島中央環境衛生組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、本組合における排出実態を踏まえて、排出量の大半を占める二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) とします。

[表2] 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の使用
	他人から供給された電気の使用
	一般廃棄物の焼却

(4) 計画の期間

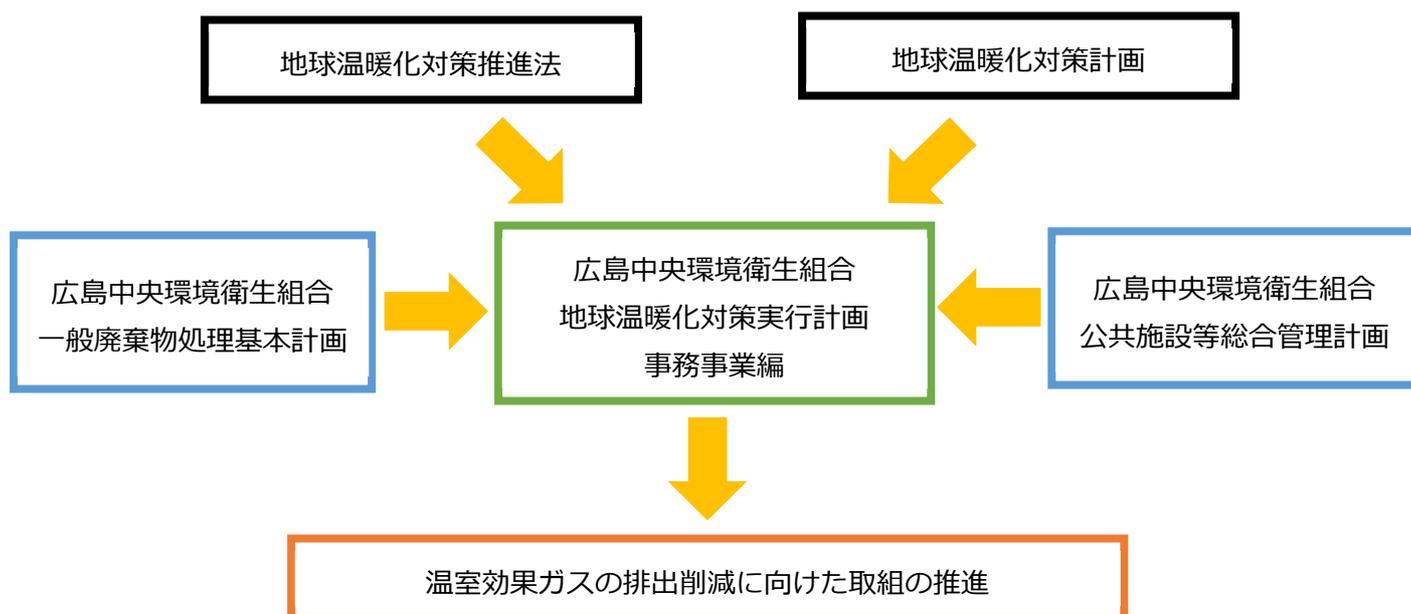
2023(令和5)年度から2030(令和12)年度までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027(令和9)年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	...	2023	2024	2025	2026	2027	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

[図1] 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

広島中央環境衛生組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



[図2] 広島中央環境衛生組合事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガス排出状況

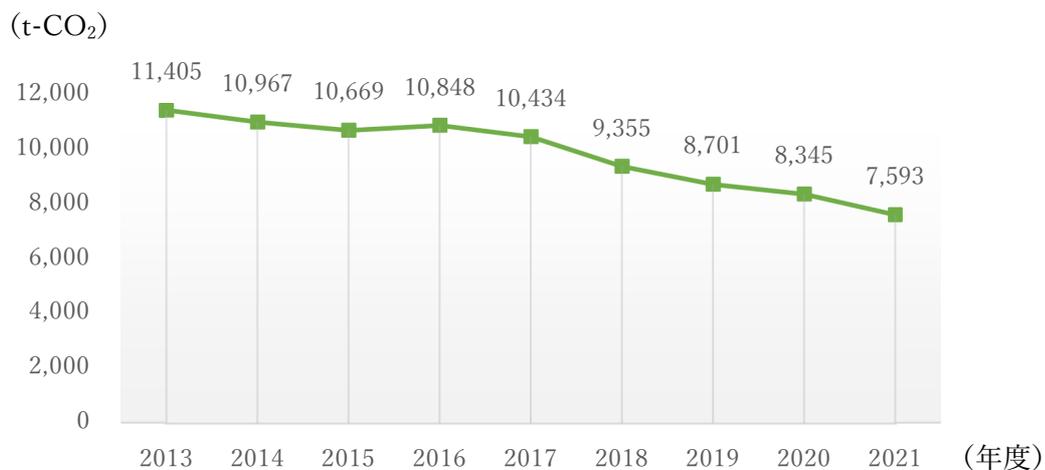
#### (1) 基準年度の温室効果ガス排出量

広島中央環境衛生組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、37,352t-CO<sub>2</sub>となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。



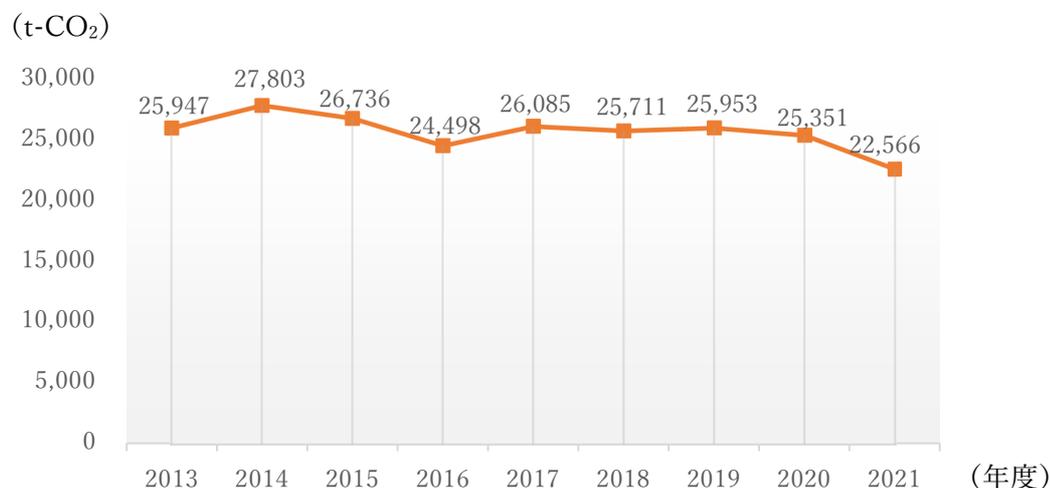
〔図3〕 広島中央環境衛生組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

温室効果ガス総排出量のうち、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量（燃料の使用、他人から供給された電気の使用に起因するもの）は基準年度である2013年度において、11,405t-CO<sub>2</sub>となっています。



〔図4〕 温室効果ガス総排出量のうち、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の推移

温室効果ガス総排出量のうち、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量（一般廃棄物の焼却に起因するもの）は基準年度である 2013 年度において、25,947t-CO<sub>2</sub> となっています。



〔図5〕温室効果ガス総排出量のうち、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の推移

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

広島中央環境衛生組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、排出源別で分析しました。

### ① エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

増加要因

- 焼却処理方式の変更による燃料使用量の増加

減少要因

- 施設資源化量の減少による施設稼働時間の減少
- 設備補修によりエネルギーロスを解消したことによる減少
- ごみ発電施設の自家発電による電力購入量の減少

### ② 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

増加・減少要因

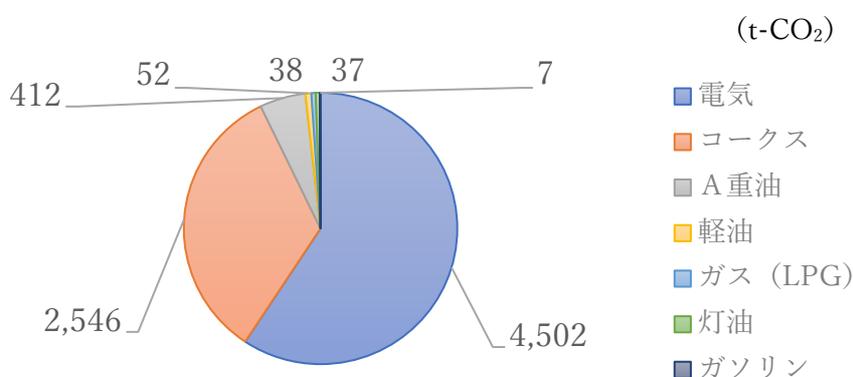
- 一般廃棄物の焼却量の増加・減少

### (3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

広島中央環境衛生組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、排出源別に示します。

#### ① エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

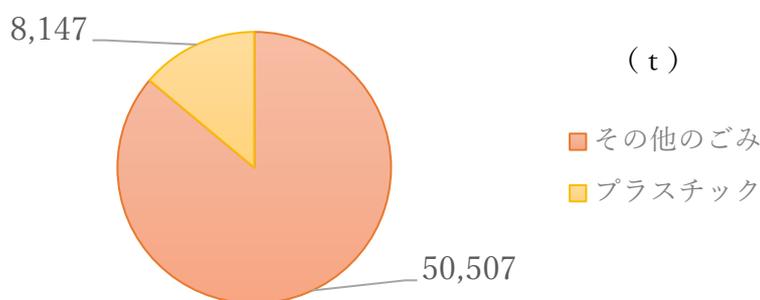
一般廃棄物処理施設の稼働には多くの電気と燃料が必要です。広島中央エコパークでは一般廃棄物を溶融処理することで、一般廃棄物の全量資源化を達成しています。しかしながら、溶融処理に必要なコークスに起因する CO<sub>2</sub> 排出量は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 全体の中で電気に次いで大きな割合を占めています。電気や燃料の利用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を減少させるための取組が必要です。



[図6] エネルギー種別の「温室効果ガス排出量」(2021年度)

#### ② 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

原油を原材料としたプラスチックを廃棄し、焼却処分すると CO<sub>2</sub> が発生します。ペットボトルや容器包装プラスチックは再資源化が進んでいますが、そのほかのプラスチック製品は焼却処分されています。一般廃棄物の焼却に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を減少させるためには、そのほかのプラスチック製品の再資源化の取組が必要です。



[図7] 一般廃棄物の焼却量のうち、プラスチックの量 (2021年度)

#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスは、燃料や電気の使用に伴って排出される「エネルギー起源 CO<sub>2</sub>」と、一般廃棄物の焼却に伴って排出される「非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>」に分けられます。

「エネルギー起源」による CO<sub>2</sub> の排出量については、機器を更新する際に省エネ効果の高いものに切り換えることや、再生可能エネルギー等の環境価値の高いエネルギーへの転換等、積極的な地球温暖化対策への取組により排出抑制が可能ですが、「非エネルギー起源」による CO<sub>2</sub> の排出量については、施設に搬入される一般廃棄物の量や性状に大きく左右されるため、住民のごみの減量化や資源化への協力を欠かすことができません。

以上のことから、地球温暖化対策計画等を踏まえて、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

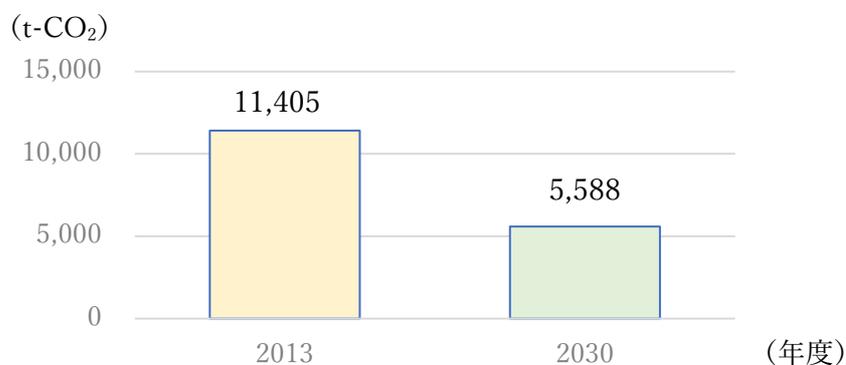
##### (2) 温室効果ガスの削減目標

###### ① エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標

国の地球温暖化対策計画に掲げている地方公共団体が該当する「業務その他部門」の目標に準じて、目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 51%削減することを目標とします。

[表 3] 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
CO <sub>2</sub> 排出量	11,405t-CO <sub>2</sub>	5,588 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	51%



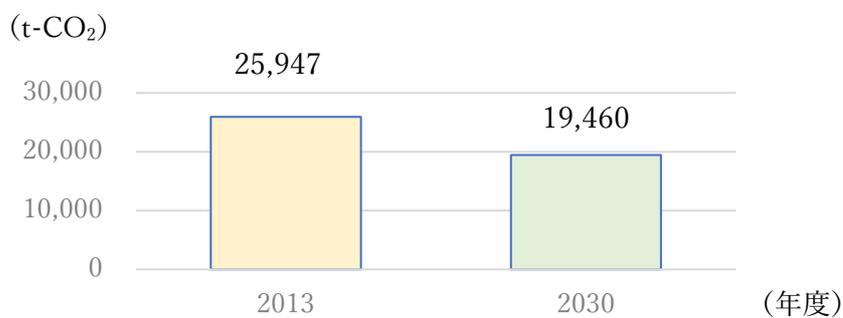
[図 8] エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標

② 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標

一般廃棄物の焼却のうちプラスチックの焼却量は、2013 年度から 2021 年度までで平均して年 1.5 % ずつ減少しています。この推移を維持することとし、目標年度 (2030 年度) に、基準年度 (2013 年度) 比で 25% 削減することを目標とします。

[表 4] 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標

項目	基準年度 (2013 年度)	目標年度 (2030 年度)
CO <sub>2</sub> 排出量	25,947t-CO <sub>2</sub>	19,460 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	25%



[図 9] 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量と、コークス・重油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、下表の取組が示されています。本組合においては、「再生可能エネルギー電力調達の推進」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

[表5] 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 <b>50%以上</b> に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB Ready</b> 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新</b> については <b>2022 年度以降全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030 年度までに <b>全て電動車</b> とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を2030 年度までに <b>100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の <b>60%以上</b> を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の <b>3R+Renewable</b> を徹底し、 <b>サーキュラーエコノミーへの移行</b> を総合的に推進する。

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類は定期的に清掃して送風効率を向上させます。
- 燃料や電気の使用量は日報等に記録し、適切な管理に努めます。

#### ② 施設設備等の更新

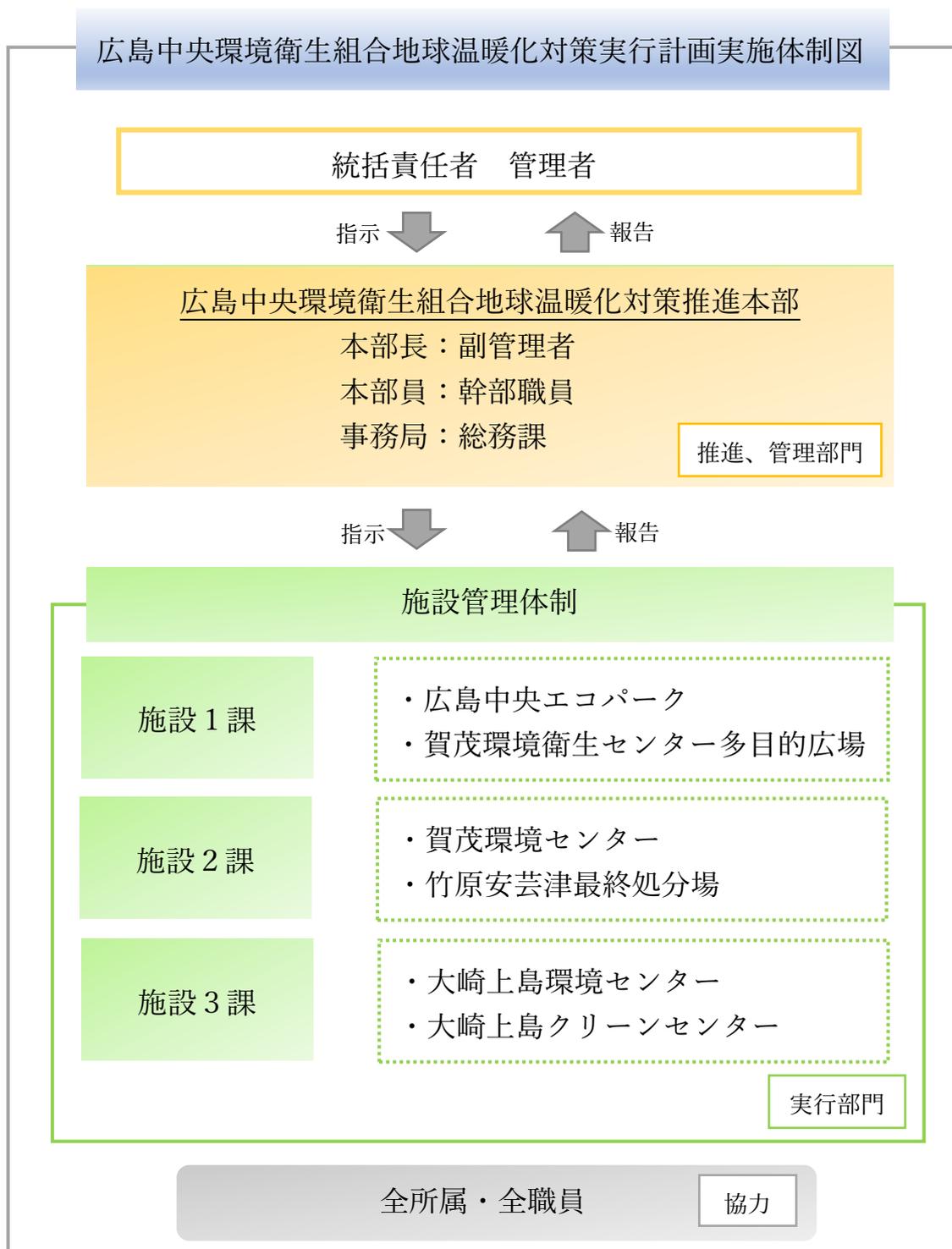
新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

- 施設で使用する照明の LED 化を進めます。
- ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進
- 「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- 国の定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づいた物品等の調達を進めます。
  - 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。
- ④ 再生可能エネルギーの導入
- 太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。
- 賀茂環境センター、竹原安芸津最終処分場、大崎上島環境センターで使用する電力に、再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の環境価値の高いエネルギーの導入を検討します。
- ⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入
- 公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を検討し、温室効果ガスの排出量削減を考慮します。
- ⑥ 職員の日常の取組
- 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- 地球温暖化対策推進本部を設置し、職員への意識啓発に取り組みます。
  - 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
  - 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
  - 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ⑦ 職員のワークライフバランスの確保
- 温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。
- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
  - 事務の見直しによる時間外勤務の削減や、有給休暇の計画的な取得を推進します。
  - テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

6. 推進管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制



[図 10] 広島中央環境衛生組合地球温暖化対策実行計画実施体制図

① 計画推進の実施、運営組織の設置

広島中央環境衛生組合地球温暖化対策推進本部を設けます。

② 組合職員の役割

【総括責任者(管理者)】

広島中央環境衛生組合事務事業編の責任者として、常にその進捗状況を把握し、広島中央環境衛生組合地球温暖化対策推進本部から報告を受け、計画の策定・見直し・公表等について決定します。

【広島中央環境衛生組合地球温暖化対策推進本部】

広島中央環境衛生組合事務事業編の推進機関として計画を策定し、温室効果ガス排出削減の目標を定め目標達成に向け具体的な取組を定めます。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

【全所属・全職員】

広島中央環境衛生組合事務事業編を十分把握し、計画に示す温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組を励行します。

(2) 点検・評価・見直し体制

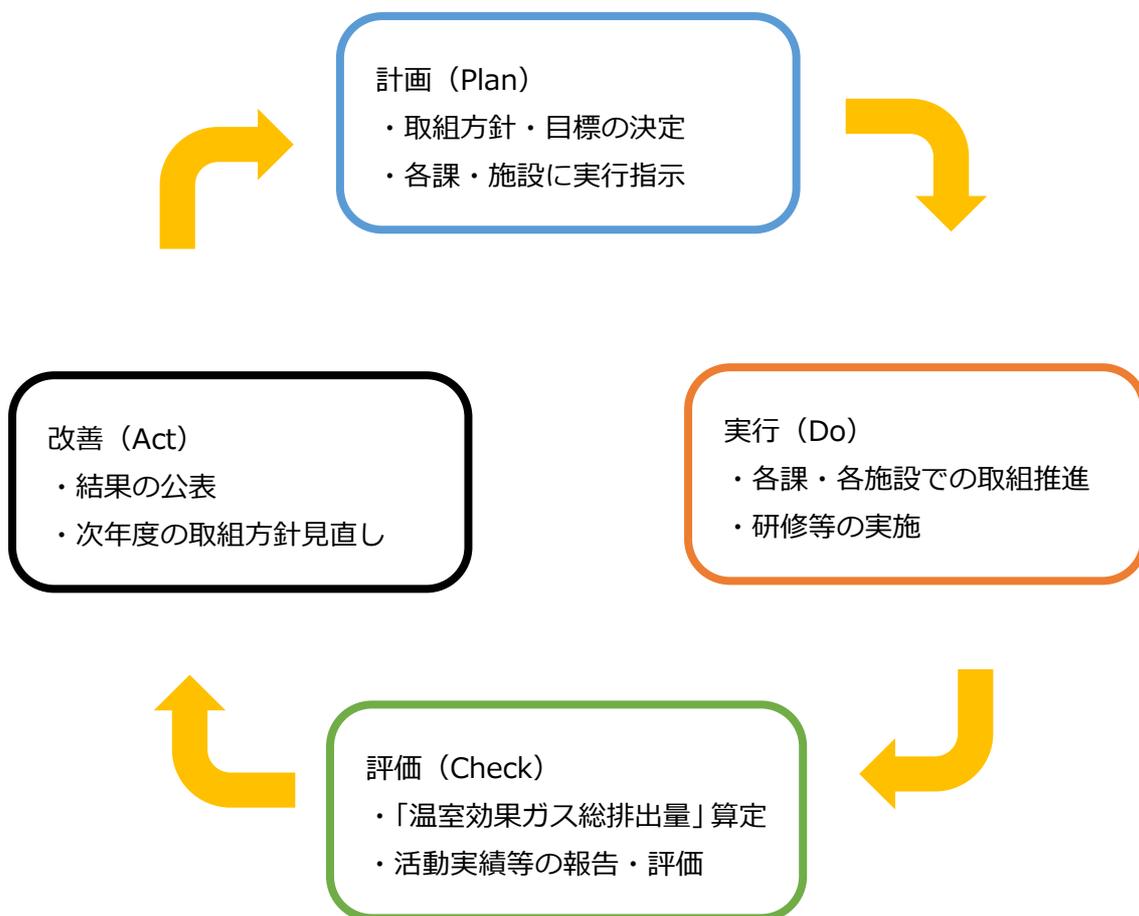
広島中央環境衛生組合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、広島中央環境衛生組合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

広島中央環境衛生組合事務事業編の進捗状況は、地球温暖化対策事務局で毎年1回、点検・評価を行い、統括責任者に報告します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

地球温暖化対策推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度に広島中央環境衛生組合事務事業編の改定を行います。



[図 11] PDCA のイメージ

### (3) 進捗状況の公表

広島中央環境衛生組合事務事業編の進捗状況は、本組合のホームページ等で毎年公表します。

広島中央環境衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行年月：令和 5 年 1 1 月

発行・編集 広島中央環境衛生組合総務課管理係  
住所 〒739-0043  
広島県東広島市西条町上三永 10759 番地 2  
電話番号 082-426-0852  
F A X 番号 082-426-0674